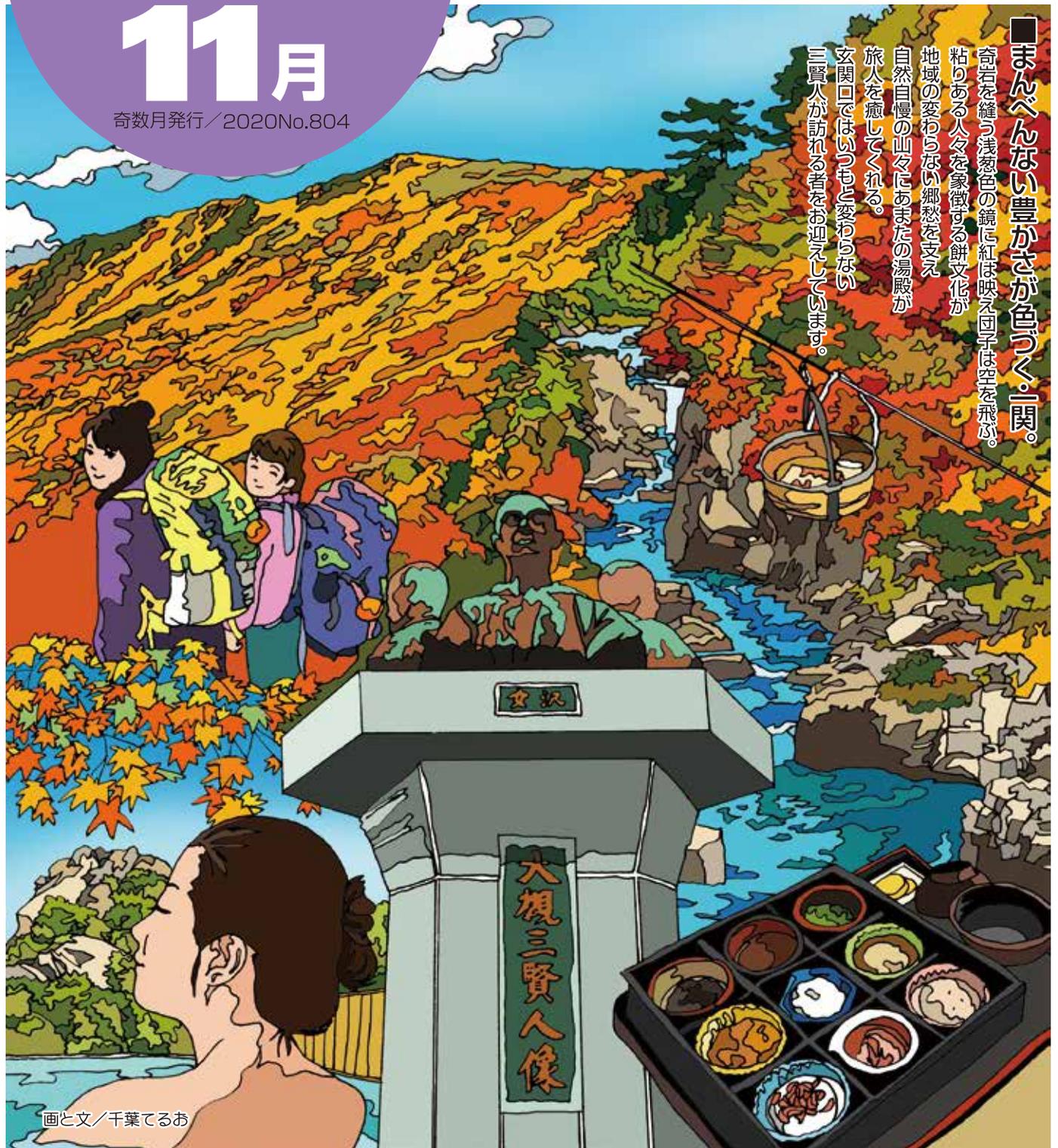


社会保険 いわて

11月

奇数月発行 / 2020No.804

- 整骨院・接骨院で柔道整復師の施術を受けられる方へ
- いわて健康経営宣言のご案内
- 社会保険の手続きは電子申請が便利です!
- 自宅で「ねんきんネット」始めませんか!
- 11月は「ねんきん月間」
- 社労士通信 vol.4
- 年金委員・健康保険委員の募集!
- 12月・1月の年金出張相談所日程



■ まんごんない豊かさが色づく・二関。
 奇岩を縫う浅葱色の鏡に紅ほ映え団子は空を飛び、
 粘りある人々を象徴する餅文化が
 地域の変わりない郷愁を支え
 自然自慢の山々にあまたの湯殿が
 旅人を癒してくれる。
 玄関口では「しほ」と愛称のなす
 三賢人が訪れる者をお迎えしています。

画と文 / 千葉てるお



一般財団法人 岩手県社会保険協会ホームページ…<http://www.syahokyo-iwate.com/>
 日本年金機構ホームページ……………<http://www.nenkin.go.jp/>
 協会けんぽホームページ……………<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

整骨院・接骨院で柔道整復師の 施術を受けられる方へ

柔道整復師(整骨院・接骨院)にかかる場合、協会けんぽから療養費としてその一部が支払われます。しかし、柔道整復師による治療には、健康保険の対象とならない場合もあります。

健康保険の対象となる場合

- 急性などの外傷性の打撲・捻挫・および挫傷(肉離れなど)・骨折・脱臼
※骨折・脱臼については医師の同意が必要です(応急処置を除く)
- 骨・筋肉・関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしている場合
(主な負傷例)日常生活やスポーツ中に転んで膝を打つ、足首を捻る等の原因で急に痛みがでたとき



健康保険の対象とならない場合

- 単なる肩こり、筋肉疲労
- 慰安目的のあん摩・マッサージ代わりの利用
- 病気(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど)
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 過去の交通事故等による後遺症
- 症状の改善が見られない長期の治療
- 医師の同意のない骨折や脱臼の治療(応急処置を除く)
- 工作中や通勤途上におきた負傷 等

柔道整復師にかかる場合の注意事項

- (1) 負傷の原因を正しく伝えましょう**
◎交通事故等による第三者行為に該当する場合は保険者へ連絡
◎何が原因で負傷したかを正確に説明
- (2) 療養費支給申請書の内容をよく確認し、必ず自分で記入または捺印をしましょう**
◎委任欄に記入を求められた際は、傷病名・日数・金額を確認
◎白紙へのサインや、印鑑を渡す行為は絶対に行わない
※療養費支給申請書…柔道整復師が本人に代わって治療費を請求し支払いを受けるための書類
- (3) 領収証をもらいましょう**
◎医療費控除を受ける際に必要となるため
- (4) 治療が長引く場合は一度医師の診断を受けましょう**
◎長期間の治療で快方に向かわない場合、内科的要因も考えられるため、一度医療機関を受診



協会けんぽより治療内容についてお尋ねすることがあります

柔道整復師にかかったときは、負傷部位、施術内容、施術年月日の記録、領収書等を保管し、照会がありましたら、ご自身で回答できるようご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先：協会けんぽ岩手支部業務グループ ☎019-604-9070

いわて健康経営宣言のご案内

すでに
1,100社以上が登録!

「いわて健康経営宣言」とは、平成27年9月より、岩手県、各経済団体、企業等と連携して実施している事業です。事業主様が社員の健康管理に取組むことにより、**健康経営の推進**を目的としております。

3つのメリット

1. 企業にとって、生産性の向上、負担軽減、企業のイメージアップなどが期待できます。
2. 働き盛り従業員の生活習慣病の重症化による、高額な医療費の支出や長期入院リスクを軽減します。
3. 協会けんぽ岩手支部からの支援が利用できます。(詳細は岩手支部ホームページをご覧ください)

岩手支部からの支援(一例)：事業所の健康度がわかる「事業所健康度診断」



健診リスク等、その事業所が健康になるためのポイントを事業所ごとに作成!



※健診結果が10名以上ある場合に提供可

応募方法とその後の取り組み

STEP1
登録用紙を提出

STEP2
いわて健康経営「宣言書」が届く

STEP3
健康づくりメニューに取組む

※応募用紙は岩手支部ホームページから!

健康づくりメニュー

- ①健康診断の実施
- ②社員の生活習慣改善を支援
- ③検査・治療の推奨
- ④スモールチェンジ活動の推奨(各社で設定)

※「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

～いわて健康経営宣言をさせていただいている、またはこれからされるご予約の事業所様へ～ 「いわて健康経営宣言」ロゴマークのご提供について

無料

「いわて健康経営宣言」にご登録いただいている事業所様が、健康づくりを積極的に行っていることをアピールする等、対外的に使用することを目的に「いわて健康経営宣言」ロゴマークを作成いたしました。

●ご活用例

- ◎従業員の名刺に印刷して使用する
- ◎自社ホームページに掲載
- ◎企業案内パンフレットに掲載

●申込方法

- ①申込書は岩手支部ホームページよりダウンロード
- ②必要事項をご記入のうえ、FAXまたは郵送にてお送りください
- ③書類確認後、ロゴマークをCD-Rに格納し、郵送いたします



いわて
健康経営宣言事業所

※ロゴマークは複数パターンご用意しております。

■いわて健康経営宣言に関するお問い合わせ先 協会けんぽ岩手支部 企画総務グループ ☎019-604-9018

〈事業主の皆さまへ〉 社会保険の手続きは**電子申請**が便利です！



日本年金機構への各種お手続きは、
「新型コロナウイルス感染症」の感染防止のためにも、
電子申請の活用をお願いします。

電子申請のメリット

- 年金事務所、ハローワークや郵便局に行く必要がありません。
(自宅や職場などから申請できます。)
- 移動時間の節約や交通費、郵送費などの削減が期待できます。
- 24時間365日、いつでも申請が可能です。

電子申請がいちばん早い！

電子申請なら、紙や電子媒体による申請よりも早く処理が行われます。
例えば、保険証は、紙での申請より電子申請の方が**3~4日早く届きます**。



電子申請がさらに利用しやすくなりました！

本年4月より、資格取得届・資格喪失届など主要な手続きについて、電子証明書がなくても、無料で取得可能なID・パスワード(GビズID)で電子申請できるようになりました。

■お問い合わせ先はこちらです

【ねんきん加入者ダイヤル(日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口)】

0570-007-123(ナビダイヤル)→[2番]をお選びください。

050から始まる電話でおかけになる場合は、**03-6837-2913→[2番]をお選びください。**

〈受付時間〉 月～金曜日：午前8時30分～午後7時
第2土曜日：午前9時30分～午後4時
※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

税制上の優遇措置が受けられます。まずは、資料請求を！

全国国民年金基金 岩手支部

フリーダイヤル **0120-65-4192**

<https://www.zenkoku-kikin.or.jp/>

〒020-0024 盛岡市菜園一丁目3番6号 農林会館9階

自宅で「ねんきんネット」始めてみませんか！

「ねんきんネット」とは？

「ねんきんネット」は、お客様がインターネットを通じてご自身の年金の情報を手軽に確認できるサービスです。24時間いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンからご自身の年金情報を確認することができます。

◆「ねんきんネット」でできること◆

1. ご自身の記録の確認
2. 将来受け取る年金見込額の確認
3. 電子版「ねんきん定期便」の閲覧
4. 各種通知書の再交付申請
5. 年金支払いに関する通知書の確認
6. 納付等可能月数と金額の確認

「アクセスキー」があればご利用登録はカンタン！

「アクセスキー」とは？

- 「ねんきんネット」のユーザーIDを即時発行するための認証キー(17桁の番号)です。
- 「アクセスキー」は、「ねんきん定期便」等に記載されているほか、年金事務所でも発行することができます。
- 「アクセスキー」の発行については、従業員が記入した「申込書」を事業主がとりまとめて年金事務所に一括提出する方法や、事業主からのアクセスキー発行に関する申出書の提出をもって事業所の従業員全員に発行することも可能です。

マイナポータルとの連携

マイナンバーカードをお持ちの方は、「マイナポータル」にログインし、「もっとうつながる」のメニューの中から「ねんきんネット」を選択すれば「ねんきんネット」にログインできます。

お問い合わせは

詳しくは「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット

https://www.nenkin.go.jp/n_net/



0570-058-555

050から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1144

受付時間

月曜日～金曜日：午前8時30分～午後5時15分(月曜日のみ午後7時まで)
第2土曜日：午前9時30分～午後4時
※祝日(第2土曜日は除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

↓コピー可

「ねんきんネット」アクセスキー発行申込書

太枠内を記入してください。

基礎年金番号											性別	男	女
フリガナ													
本人氏名	(旧姓：)												
住所	〒 - 電話 () -												
代理人氏名				続柄			連絡先						
住所	〒 -												

年金事務所使用欄						
本人確認	運転免許証	個人番号カード	住基カード(写真付)	年金手帳	年金証書	発行年月日
	被保険者証	改定通知書等	預貯金通帳	キャッシュカード	クレジットカード	担当課(室)
代理人確認	運転免許証	個人番号カード	住基カード(写真付)	年金手帳	年金証書	担当者
	被保険者証	改定通知書等	預貯金通帳	キャッシュカード	クレジットカード	発行者

パワハラ対策を2回に分けてお届けしています。今回は、パワハラと言われない指導について、ある会社の人事部長と共に考えます。

11月は「ねんきん月間」、 11月30日(いいみらい)は「年金の日」です。

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」と位置付け、国民の皆様に公的年金制度に対する理解を深めていただくための取組を行っています。

今年度の取組については、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、感染拡大防止対策(「3密」を避ける、非対面の形式で行う等)を徹底したうえで行います。

※感染症拡大の状況等により、活動が一部変更となる場合があることをご了承ください。



【主な活動予定】

- ◆日本年金機構ホームページ上に「ねんきん月間ページ」を設置
- ◆「わたしと年金」をテーマにしたエッセイの受賞作品の公表
- ◆大学・高校などの教育機関や事業所等での「年金セミナー」や「年金制度説明会」の開催(要請があり、かつ十分な感染拡大防止対策を講じていることが確認できる場合のみ)
- ◆年金委員功労者表彰式の開催(関係者のみ)

また、11月30日は、ご自身の年金記録や年金受給見込額を確認し、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく「年金の日」です。

ぜひ、この機会に「ねんきんネット」をご利用いただき、ご自身の年金記録の定期的な確認や年金見込額を試算してください。「ねんきんネット」のご利用登録は、今月号の5ページをご参照ください。また、日本年金機構ホームページからもご利用登録が可能です。

「ねんきん月間」の期間中は、下記のマーク等を付したポスターの掲示やチラシの配布を行っています。

11月は

ねんきん月間 です

年金保険料、納めていますか？
この機会に年金加入状況の確認を！

日本年金機構は厚生労働省と協力して11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度の普及・啓発活動を行います。



部長 私が若い頃は、「なんだ、こんなこともできないのか!」と怒られたものなんだが、あまり「パワハラ、パワハラ」と言われると上司が萎縮して部下に指導ができなくなるね。

社労士 たとえば、「怒る」と「叱る」を考えます。「怒る」ことを「相手の不足を感情的になじること」とし、「叱る」ことを「相手の不足を指摘し導くこと」とすれば、どうでしょうか。

部長 そういえば、「こんなこともできないのか」と言われた後に、「こうすればいいんだ」というフォローがあったな。確かに、怒らず叱る、そうすればいいのは分かるが、部下をどのように指導すればいいのか、パワハラと言われないための線引きは難しいなあ。

社労士 パワハラになるか、ならないかの線引きの前に、なぜ指導を行うのか、指導の目的は何なのか、決めてしまいましょう。

部長 指導は「業務上必要だから」だが、目的は…

社労士 「改善」です。業務を改善し生産性を向上することが企業の命題ですが、それは労働者にとっても働きやすい職場環境を形成することになります。

部長 つまり、その指導が業務上必要なものであり、改善を目的としているのであれば、パワハラではないと言っていいんだね。

社労士 もう一つポイントがあります。指導の「手段」です。身体的な苦痛を与えるものは指導ではありません。

部長 それは当然のことだと思うけど、侮辱や暴言もダメなんだよね。つい感情的になって強い口調になることもあるんだけど。

社労士 解決策の一つとして、指導書を作成することをお勧めします。

部長 口頭ではダメなのかな。

社労士 どのような理由で指導し、改善を求め、改善に導くための措置を講じたか、という指導の記録を残すことも重要です。また、指導書を作成している間に冷静になり、「つい感情的になる」こともなくなります。

部長 指導書にそんな効用があるとは思わなかったよ。



社労士 指導書はメールなどで送るのではなく、本人の目の前で読み上げ、手渡しします。このとき、指導に対する回答や改善報告を求めることも忘れずに行ってください。指導は、一方的に行うものではなく、上司と部下のコミュニケーションの一環であり、必要なチームワークを「醸造」します。新型コロナウイルス禍にありますが、適切な業務改善により乗り越えられると信じて、胸を張っていきましょう。

ささいな事でもお気軽にどうぞ!
詳しくはお近くの
社会保険労務士にご相談ください。

ホームページ▶ <http://www.iwate-sr.jp>

■事業主の皆さま

年金委員を募集しています！

日本年金機構のサポーターとして、公的年金制度と国民のみなさまとの橋渡し役を担っていただく、年金委員を募集しています。

「年金委員」は、厚生労働大臣の委嘱により、会社や地域において年金制度の啓発・相談・助言などの活動を行う民間協力員です。活動区域により、「地域型」と「職域型」に区分されます。

	地域型	職域型
活動区域	自治会や町内会	会社内
活動内容(例)	◎近隣のみなさまへの各種手続の助言・相談 ◎自治会等でのパンフレットの配布	◎従業員への各種手続の助言・相談 ◎社内掲示板等を利用した年金制度の周知
年金委員になるには？	市区町村や年金受給者協会等が日本年金機構へ推薦、または、年金事務所長の推薦	事業主が日本年金機構へ推薦

◎年金委員のメリット◎

【1】制度改正のお知らせ

定期的なお知らせを無料で提供し、制度改正などの情報を、いち早くお知らせします。

【2】研修会に無料参加

制度改正等の研修会に無料で参加できます。

【3】表彰制度

活動の功績に対して、厚生労働大臣や日本年金機構理事長からの表彰制度があります。

【4】コミュニティー

研修会や活動を通じて、コミュニティーの幅が広がります。

★詳しくは最寄りの年金事務所までご相談ください。★

健康保険委員を募集しています！

協会けんぽ岩手支部では、職場の従業員の方々と協会けんぽの距離を縮める橋渡しの役割を担っていただく「健康保険委員」を随時募集しています。

◆活動内容

◎健康保険事業の広報支援・相談役

協会けんぽのからののお知らせやニュースをお伝えいただく周知活動
従業員の皆様からの各種申請に関する相談・指南役

◎各種事業の推進

職場の皆様の健康づくり、健康診断受診の案内など呼びかけをお願いします。

◎健康保険に関するモニター

協会けんぽの事業運営や各種サービスに関し、加入者の立場から気づいたことをご知らせください。

◎健康保険委員のメリット◎

制度改正等の最新情報を広報紙「Happiness」にて定期的にご提供します。

健康保険の知識が身に付く研修会に無料でご参加いただけます。

委員としての活動年数、実績に応じた表彰制度があります。

健康保険制度の内容をまとめた「協会けんぽガイドブック」をご提供します。

※登録料・会費などすべて無料です。

健康保険委員の登録方法や条件につきましては、
協会けんぽ岩手支部のホームページよりご確認ください！

協会けんぽ岩手支部 健康保険委員

岩手県社会保険協会会員事業所の委員の皆様には、支援事業である「社会保険ダイアリー」、「年金委員・健康保険委員必携」の冊子が毎年配布されます。日頃の業務や行事計画のほか、制度概要が掲載されており制度の知識便覧としてお役に立てると思います。また、毎年一回「全国社会保険委員会連合会」発行の会報をお届けしています。

年金出張相談所 ****

会場	12月	1月	時間	
盛岡	八幡平市役所(多目的ホール)	10(木)	14(木)	10:00~15:30
	ゆはず交流館(岩手町)	16(水)	20(水)	10:00~15:30
	葛巻町役場	23(水)	1月はお休みです	11:00~15:00
	紫波町役場	12月はお休みです	27(水)	10:00~15:30
一関	陸前高田市役所	10(木)	1月はお休みです	10:30~15:30
	大船渡市役所	17(木)	28(木)	10:30~15:30
	奥州市役所(本庁)	12月はお休みです	7(木)	10:00~15:00
宮古	奥州市役所(江刺総合支所)	3(木)	1月はお休みです	10:00~15:00
	青葉ビル第1・2研修室(釜石市)	17(木)	21(木)	10:00~15:30
花巻	遠野市役所本庁舎3階	3(木)	7(木)	10:30~15:30
二戸	久慈市文化会館 (アンバーホール)	10(木)	13(水)	10:30~16:00
		24(木)	28(木)	10:30~16:00

年金相談のご案内

県内の年金事務所では、通常の業務取扱時間のほか下記時間帯も年金相談を受けられます。

- ①月曜日(祝日にあたる時は翌開所日)午後7時まで受付を延長
- ②第2土曜日は、休日相談日9:30~16:00まで受付

※相談の内容によっては、翌日以降の回答となる場合があります。※変更される場合がありますので、各年金事務所へご確認のうえお出かけください。

盛岡年金事務所 ☎019-623-6211(代)
一関年金事務所 ☎0191-23-4246(代)
宮古年金事務所 ☎0193-62-1963(代)
花巻年金事務所 ☎0198-23-3351(代)
二戸年金事務所 ☎0195-23-4111(代)

※各会場とも電話による時間予約制を実施しています。相談日の前日までに管轄の年金事務所へご予約ください。